平成23年2月15日 第2257号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■目次■

告 示

〇生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(87・福祉政策課)
〇生活保護法による介護機関の指定(88・福祉政策課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○公有水面埋立免許願書の提出(89・水産漁港課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○道路区域の変更(90~93・由利地域振興局建設部) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
公告
○秋田県給与入力照合システムで使用する機器の調達及び保守委託業務に係る公告(情報企画課) 4
○秋田県旅費計算支援システムで使用する機器の調達及び保守委託業務に係る公告(情報企画課) 5
○県営土地改良事業計画の決定(平鹿地域振興局農林部) · · · · · · · 6
○県営土地改良事業計画の決定(雄勝地域振興局農林部) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公安委員会告示
〇年少射撃資格の認定のための講習会の実施(13 ・生活環境課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(14・生活環境課) 7

告示

秋田県告示第87号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54 条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があった ので、同法第15条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの 種類	廃止年月日
グループホーム雅	特定非営利活動法人 杉	横手市山内土渕字茂竹97番地3	認知症対応 型共同生活 介護	平成21年12月31日

秋田県告示第88号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名	称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの 種類	指定年月日
ショートステ			開伏田郡八郎為町川崎子堂 寝201−1	護	平成23年1月15日
ヘルパーステ ill	ーションW	株式会社秋田セキュリ ティサービス	由利本荘市西目町海士剥字 海士剥下73-24	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成23年1月15日
				短期入所生活介護、介	

ショートステイとんぼ新 町	有限会社 バスケの街能 代企画	大館市字新町33番地	護予防短期 入所生活介 護	平成23年1月24日
グループホーム雅	株式会社 杉	横手市山内土渕字茂竹97番地3	認知症対応活動 知共同、介 表 所 防 認 知 共 度 認 知 共 に の 知 表 防 に の 知 規 に の の の の の の の の の の の の の の り の り の り	平成23年1月1日
有限会社すずらん・みず ほケアサポートセンター	有限会社すずらん	仙北郡美郷町土崎字厨川67 番地2	介護予防訪 問介護	平成23年1月1日
ショートステイもとまち	株式会社東北ライフケア	仙北市田沢湖小松字本町100 番地1	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成23年1月15日
ヘルパーステーション横 手	有限会社ケアプランナー 横手	横手市寿町6番3号	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成23年2月1日

秋田県告示第89号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許願書の提出があったので、同法第3条第1項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、願書及び関係図書を縦覧に供する。

平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 願書の要領
- (1) 埋立出願人の名称、住所及び代表者の氏名
 - ア 名称 秋田県
 - イ 住所 秋田市山王四丁目1番1号
 - ウ 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- (2) 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域
 - ア 埋立区域

位置 山本郡八峰町八森字岩館16番地1及び18番地1の地先公有水面

面積 205.67平方メートル

イ 埋立に関する工事の施行区域

位置 山本郡八峰町八森字岩館16番地1及び18番地1の地先公有水面並びに農林水産省所管国有財産地内 面積 1,487.24平方メートル

(3) 埋立地の用途

船揚場用地

(4) 出願の年月日

平成23年2月1日

- 2 願書及び関係図書の縦覧の期間及び場所
- (1) 縦覧期間 平成23年2月15日から同年3月7日まで
- (2) 縦覧場所 農林水産部水産漁港課及び山本地域振興局農林部

秋田県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道種	各の類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県	冶	旧		由利本荘市鳥海町下笹子 字繁ヶ沢38番1地先まで	主市鳥海町下笹子字繁ヶ沢12番8地先から 尺38番1地先まで		0.125
乐	道		十文字羽				

秋 田 県 公 報 **2011年** 平成23年2月15日(火曜日) 第2257号

新 | 後鳥海線 | 0.125

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年2月15日から同月28日まで

秋田県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

过利	直路 <i>0</i> 重	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
男	1 道	ill		由利本荘市鳥海町下笹子字繁ヶ沢11番3地先から字繁ヶ沢11番1地先まで	4.00~22.30	0.133
为	÷ JE	新	十文字羽 後鳥海線	"	7.00~26.70	0.133

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年2月15日から同月28日まで

秋田県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成23年 2 月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道種	路の類	旧新別	路線名	区間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県	道	IΗ		由利本荘市鳥海町下笹子字繁ヶ沢44番 1 字繁ヶ沢12番 3 地先まで	地先から	6.80~11.00	0.268
乐	甩	新	十文字羽 後鳥海線	"		6.10~24.70	0.268

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年2月15日から同月28日まで

秋田県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成23年 2 月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道種種	各の類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
ıĦ	道	旧	上郷仁賀 保線	にかほ市樋目野字神田1番2地先から中三地字新 大日本20地先まで		8.20~23.50	0.075
県 道	甩	新	上郷仁賀 保線	"		11.00~24.00	0.075

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成23年2月15日から同月28日まで

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
- (1) 契約の名称及び数量

秋田県給与入力照合システムで使用する機器の調達及び保守委託業務 一式

(2) 契約内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成23年7月1日から平成28年12月31日まで。

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

(4) 調達物品の設置場所

別途、仕様書で指示する場所

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この入札の公告期間において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 当該委託契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。
 - (3) 納品しようとする機器の性能及び保守体制に係る審査書類を平成23年3月7日(月)までに提出し、審査を経ていること。
 - (4) 共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

- イ 構成員の全てが(1)の要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県企画振興部情報企画課(電話番号018-860-4207)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除き、平成23年 2 月15日(火)から同年 3 月 7 日(月)までの期間、上記(1)の場所において午前 9 時から午後 5 時までの間に随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年3月14日(月)午前11時

秋田県第二庁舎5階情報化研修室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

契約期間内における月額単価を入札書に記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は2回までとし、落札者がない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 契約の名称及び数量

秋田県旅費計算支援システムで使用する機器の調達及び保守委託業務 一式

(2) 契約内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成23年7月1日から平成28年12月31日まで。

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

(4) 調達物品の設置場所

別途、仕様書で指示する場所

- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) この入札の公告期間において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 当該委託契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。
- (3) 納品しようとする機器の性能及び保守体制に係る審査書類を平成23年3月7日(月)までに提出し、審査を経ていること。
- (4) 共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

- イ 構成員の全てが(1)の要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県企画振興部情報企画課(電話番号018-860-4207)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除き、平成23年 2 月15日(火)から同年 3 月 7 日(月)までの期間、上記(1)の場所において午前 9 時から午後 5 時までの間に随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年3月14日(月)午後2時

秋田県第二庁舎5階情報化研修室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

契約期間内における月額単価を入札書に記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は2回までとし、落札者がない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、横手市清水町新田字宮東113-1高橋 登ほか20名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(清水町地区農地集積加速化基盤整備事業)計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年2月16日から同年3月15日まで
- 3 縦覧場所 横手市役所本庁(増田庁舎)、同横手地域局及び同平鹿地域局

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、雄勝郡羽後町上仙道字二ツ橋97番地土田和幸ほか16人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (二ツ橋地区ため池等整備事業) 計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年2月16日から同年3月15日まで
- 3 縦覧場所 羽後町役場

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第29条第1項の規定に基づき、公表する。

平成23年2月15日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

1 実施年月日

平成23年3月18日(金)午前9時から午後4時まで

2 実施場所

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部 第三会議室

3 講習科目及び講習時間数

空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について4時間実施する。

4 受講定員

20人

- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 年少射撃資格講習受講申込書 2通
- (2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

- 6 受講申込み等
- (1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成23年2月15日(火)から同年3月14日(月)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員20人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

9.700円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

- 8 その他
- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168) 又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

秋田県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成23年2月15日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

1 実施年月日

平成23年3月25日(金)午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

40人

- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 2通
- (2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

- 6 受講申込み等
 - (1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)

を除き、平成23年2月15日(火)から同年3月18日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40 人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

- 8 その他
- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168) 又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

発行者 秋田県

購読料金

一ヶ月 3,675円(税込み)

印刷所 株式会社 松原印刷社 秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話:018-862-8766 FAX:018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/

印刷者 松原 繁雄 秋田市山王七丁目5番29号